［適既工第１号書式］

中古住宅適合証明申請書

（フラット３５・財形住宅融資）

（第二面）

融資の種別(注1)	□ フラット35のみ　□ フラット35＋財形住宅融資(ﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽ住宅、ﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ) □ 財形住宅融資(ﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽ住宅及びﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ)に限る。　□ 財形住宅融資(ﾘ･ｴｰｽ住宅及びﾘ･ｴｰｽﾏﾝｼｮﾝ)に限る。

建物の所在地	地名地番				
	住居表示				
建物又は団地の名称 （マンションの場合）			住宅番号		号
売主名又は 不動産仲介等業者名	担当者（　　）TEL.（　　）-（　　）-（　　）				
住宅の種類(注2)	□ 一戸建て等　□　マンション				
戸建型式	□ 一戸建て　□ 重ね建て □ 連続建て　□ 共同建て		併用住宅区分	□ 専用住宅　□ 併用住宅※ ※フラット35（中古住宅）の場合に限る。	
フラット35Sの基準の適用 (注3)(注4)	□ 有　□ 無	フラット35Sを適用する基準 (注5)	【優良な住宅基準】（金利Bプラン） □ 1.省エネルギー性（ □ 1.断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上 □ 2.建築物エネルギー消費性能基準 ） □ 2.耐震性（ □ 耐震等級 (耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上) □ 免震建築物 ） □ 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) □ 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等(注6)) 【中古タイプ基準】（金利Bプラン） □ 5.開口部断熱(省エネ)　□ 6.外壁等断熱(省エネ) □ 7.段差解消(バリア)　□ 8.手すり設置(バリア) 【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン） □ 9.省エネルギー性（ □ 1.住宅事業建築主基準　□ 2.認定低炭素住宅(注7) □ 3.一次エネルギー消費量等級5　□ 4.性能向上計画認定住宅(注8) ） □ 10.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) □ 11.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級4等(注9)) □ 12.耐久性・可変性(長期優良住宅)(注10)			
提出書類	別添の適合証明申請書類チェックリストによる。				
確認済証の有無	□ 有　□ 無		増・改築 修　繕　の有無	増・改築	□ 有　□ 無
				修　繕	□ 有　□ 無
適合証明書発行希望日	令和　　年　　月　　日		現地調査希望日	令和　　年　　月　　日	

備　　考(注7)	

（注１）財形住宅（ﾘ･ｴｰｽ住宅及びﾘ･ｴｰｽﾏﾝｼｮﾝ）の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35（中古住宅）並びに財形住宅融資（ﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽ住宅及びﾘ･ｴｰｽﾌﾟﾗｽﾏﾝｼｮﾝ）の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。

（注２）「一戸建て等」：一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅
「マンション」：地上階数3以上の共同建ての住宅（構造が耐火構造（性能耐火含みます。）又は準耐火構造）

（注３）フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関に限ります。適合証明技術者は、フラット35S（中古タイプ基準）に係る判定に限定されますのでご注意ください。

（注４）フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。

（注５）フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級、建築物エネルギー消費性能基準等と同じ基準です。

（注６）劣化対策等級3以上等 ： 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策（一戸建て以外の場合に限ります。）が必要

（注７）フラット35S（特に優良な住宅基準）のうち「9.省エネルギー性 2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備考欄に記載してください。なお、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含

（注８）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。

（注９）高齢者等配慮対策等級4等 ： 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上（共同住宅の専用部分は等級3でも可）

（注10）フラット35S（特に優良な住宅基準）のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S（特に優良な住宅基準）「耐久性・可変性」を利用することができません。

2021年4月